# 12月は「村税滞納整理強化月間」 ※納期限の納付にざぬ力をお願いします※

村では、村税の滞納額縮減と収納率の向上を目指し、12月を「村税滞納整理強化月間」とし税収確保に 努めています。

村税は私たちが安心して健康に暮らすために、福祉や保険といった社会保障、ごみ処理、教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで大切な財源ですので、期限内に納付をお願いします。納期が過ぎても未納の方は速やかに納付してください。

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や多重債務などにより村税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず放置せずに早めにご相談ください。一括納付が難しい場合には、納付できない理由をお聞かせください。

納期限が過ぎても未納の方には、督促状や電話・文書などで催告を行います。

また、村税などの滞納が続くと納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ延滞金が加算されます。大多数の人が納期内に納付されている中で、再三納付の催告をしているにも関わらず滞納を続ける人には、税負担の公平性や村民としての負担の義務を果たしていただくため、財産調査(金融機関、勤務先等)、財産の差押などの滞納処分を執行することになります。

**◆問い合わせ先** 税務課 ☎341-8513

### 健康運動サポーターと運動しましょう!!

ニュースポーツ「ユニカール」と「シャフルボード」を行う運動教室を開催します。運動する仲間づくりや、運動習慣を付ける良い機会ですので、ぜひご参加ください。親子での参加も大歓迎です。

開催日時		内 容	場所
12月 3日(火)	午前9時30分~11時 (受付:午前9時20分~)	ユニカール	公民館2階第3研修室
12月10日(火)			- 平林会館3階大集会室
12月17日(火)		シャフルボード	

○ユ ニ カ ー ル : カーリング屋内でも手軽に楽しめるようにと、スウェーデンで考案されたニュースポーツです。氷の代わりに滑りやすいカーペットの上で合成樹脂製のストーンを使ってゲームを行います。

○シャフルボード:細長い杖(キュー)で円盤(ディスク)を押し出し、コート内に描かれた得点区域にディスクを留めて得点を競うニュースポーツです。

- ◆対象者 20歳以上の村内在住の方
- ◆持 **5 物** 上靴 (12/3 のみ)、水分補給ができるもの、タオル等
- **◆そ の 他** 託児あり ※申し込みは不要です。
- **◆問い合わせ先** 健康福祉課 ☎345-0253



#### 仙台北税務署よりお知らせ

問い合わせ先 仙台北税務署 ☎222-8121

#### 災害を受けた場合の税務手続等について

災害により申告・納付等をその期限までにできないときは、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。

この手続は、当初の期限が経過した後でも行うことができます。また、申告等と同時に申請いただくことが 可能ですので、状況が落ち着きましたら税務署へご相談ください。

なお、期限の延長の申請は、来署して申請していただく以外にも、郵送又は e-Tax により申請していただくことができます。

#### 令和元年分 収支内訳書の作成等説明会の開催について

仙台北税務署では、白色申告者の方を対象とした「収支内訳書の作成等説明会」を下記の日時で開催しますので、ご都合の良い会場にお越しください。

なお、開始時間の30分前に開場します。

区分	月日	時 間	会 場
事業所得	12月17日 (火)		仙台銀行ホール イズミティ 2 1 (小ホール)
	12月18日 (水)	午前10時~正午	太白区文化センター 楽楽楽ホール
	12月19日(木)		仙台中税務署(1階第一会議室)
不動産所得	12月17日 (火)	午後2時~4時	仙台銀行ホール イズミティ21(小ホール)
	12月18日 (水)	午後1時30分~3時30分	太白区文化センター 楽楽楽ホール
	12月19日(木)	午後1時30分~3時30分	仙台中税務署(1階第一会議室)

※ご来場の際は公共の交通機関をご利用ください。

#### 令和元年分確定申告に関するお知らせ

- ・確定申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと大変便利です。当ホームページで作成した申告書データは、インターネットを介して e-Tax (イータックス) 送信するか、印刷して書面申告書として税務署に提出することができます。
- ・令和元年分確定申告では、マイナンバーカード対応のスマホでマイナンバーカードを読み取るか、従来どおり税務署から発行を受けた「ID」と「パスワード」を利用することで、大変混み合う申告書作成会場に出向くことなく、いつでもどこでもスマホ申告ができます。また、「スマホ専用画面」の利用可能手続が大幅に拡大し、例えば、給与(年末調整未済、2ヶ所以上にも対応)・公的年金・雑・一時所得がある皆様には、全ての所得控除に対応できるようになるなど、便利にご利用いただくことができます。
- ・申告書作成会場の開設期間は、令和2年2月17日(月)から3月16日(月)です。2月16日(日)以前は、令和元年分の確定申告書を作成するための会場は設置しませんので、申告書作成会場開設期間に来場いただきますようお願いします。

## 参加してみませんか? 国税庁の公売

公売とは、国税局又は税務署が 差し押さえた財産を滞納国税に充 てるため、広く不特定多数の買受 希望者を募り、売却することをい います。

原則として、どなたでも公売へ の参加が可能です。

土地、建物といった不動産のみならず、宝飾品、美術品、家電製品、自動車など、さまざまな種類の財産を公売しています。

各国税局・税務署に入札書をご 提出いただく方法のほか、自宅の パソコンやスマートフォンなどで 入札する「インターネット公売」 に参加する方法があります。

詳しくは公売情報ホームページ をご覧ください。

(www.koubai.nta.go.jp)

**21** 令和元年12月号 №648